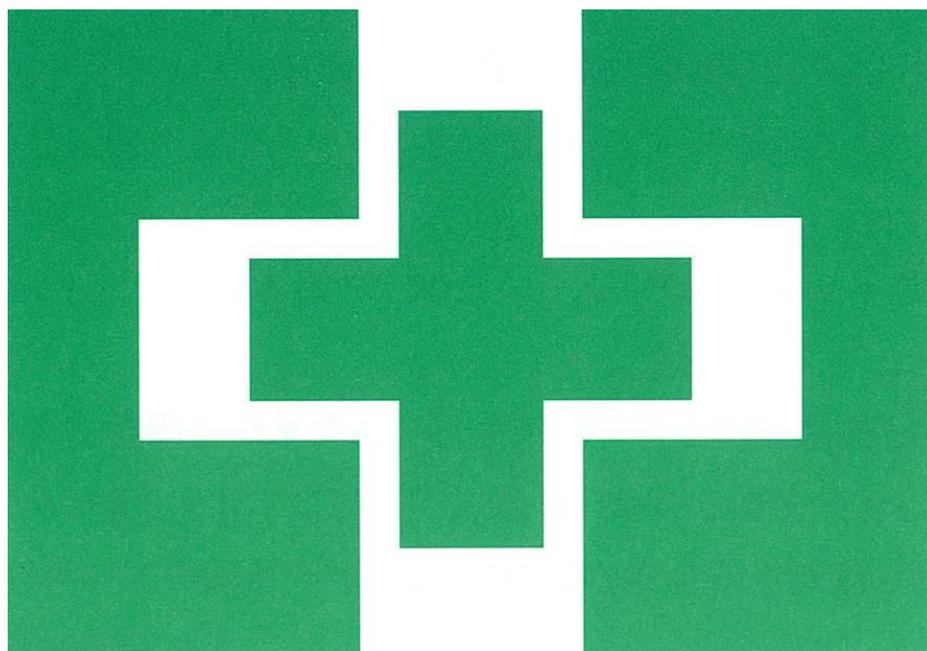


2023年4月1日改定

2023年度

安全衛生管理計画書



株式会社 銭 高 組

安全衛生基本方針

私たちは、「社会から認められ 社会から求められる企業」として、職場に集うすべての人が健康で、安心して働ける職場を実現するために、安易な妥協を許さず、危険性と有害性を排除して、労働災害の未然防止に取り組みます。

1. 一人ひとりが自らの仕事と職場の危険性や有害性を理解し、その対策を計画し、確実に実行することにより健康障害や労働災害発生を未然に防止します。
2. 職場で働くすべての人の意見に耳を傾け、職場環境づくりに反映します。
3. 職種や会社の垣根を越えて声を掛け合い、互いの危険を気づかう職場風土を作ります。
4. 法令順守はもとより、お客様の定めたルールや自ら決めた手順を確実に守ります。
5. 建設業労働安全衛生マネジメントシステム(コスモス)を基礎として、問題の発生や状況の変化に応じて繰り返し、改善・改革・改新を実行します。
6. 職場で働くすべての人が一体となって活発な安全衛生活動を推進し、労働災害撲滅に邁進します。

 錢 高 組

社長

錢 高 久 善

制定日：2003年4月1日(火)

改定日：2019年4月1日(月)

目 次

1. 2023年度 安全衛生標語	1
2. 2023年度安全衛生管理基本方針	1
3. 安全衛生管理数値	2
4. 2023年度重点管理項目、2023年度安全衛生管理の具体的実施事項	2
5. 2023年度重点管理項目	3
6. 2023年度安全衛生管理の具体的実施事項	5
7. 安全衛生管理体制	8
8. 安全衛生管理システム管理者の役割	9
9. 2022年度の労働災害一覧 (2022年4月～2023年2月)	10
10. 2023年度 銭高組安全衛生管理計画表	11

錢高組安全衛生管理計画

1. 2023年度 安全衛生標語

「見過ごすな 心の焦りと気の緩み 初心に戻り まず確認」

2. 2023年度安全衛生管理基本方針

「基本に立ち戻れ！」

2022年度は、4月1日（金）から2月28日（火）までの11か月の間に、不注意、不安全行動、指導の不徹底等により、当社の作業所内で17人の作業員の方が労働災害で被災している。

敷鉄板の移動中に不用意に手を差し込みはさまれる、安全帯をしないでトラック荷台から墜落する、鉄骨梁の取り付け作業中に相伴者に注意せず梁を下ろして手をはさまれる。すべては、社員および作業員一人ひとりが、行うべきこと・守るべきことを実施しないことの積み重ねによる結果であり、このような災害の繰り返しが重篤災害を発生させることになる。重篤災害は被災者本人の生活やその家族の人生をも変えてしまう恐ろしさを真剣に考え、労働災害を二度と起こさないようにすること。

労働災害の再発防止策として決められたルールを守ることが最低限として「労働災害の未然防止」や「再発防止策」についても一人ひとりが真剣に検討、実行すること。

「建設現場は、日々刻々と職場環境が変化しているので、一律にはルール化できない。」
「建設現場は危険だから仕方がない。」との言い訳は排除し、職場において怪我をするということは、異常なことだと再認識すること。

私たちが目指すのは、言うまでもなく「労働災害の未然防止」「労働災害被災者ゼロ」であり、それを達成するにはどうすべきであるか、もう一度考え直すこと。

過去から今日まで、労働災害が発生するたびに数多くのルールが作られ、ルールが増えてきました。ルールを守るだけでなく、どうして、何のために制定されたのか基本を理解した上でルールを守ること。

今年度の作業所で重点的に取り組むべき「重点管理項目」10項目と、全店で実施すべき「安全衛生管理の具体的実施事項」6項目は、いずれも過去に設定したもので、今年度は改めて新しい項目を制定しませんでした。ただ、どれ一つとして達成されていない項目であり、今こそ、一人ひとりがそれぞれの立場で、まずは**基本に立ち戻り、決められたルールを理解、遵守した上で**、自分の「役割と責任」を愚直に実行し、「労働災害被災者ゼロ」を達成して頂きたい。

以上

中央総括安全衛生管理者
中央安全衛生委員会委員長
宮本 茂弘

3. 安全衛生管理数値

安全成績率の低減

- | | |
|-----------------------------------|--------|
| (1) 度数率（休業4日以上之死傷者の延べ労働時間当たりの発生率） | 0.40以下 |
| (2) 強度率（休業4日以上之損失日数の延べ労働時間当たりの率） | 0.01以下 |
| (3) 全体災害発生率（全死傷者の延べ労働時間当たりの発生率） | 2.60以下 |

4. 2023年度重点管理項目、2023年度安全衛生管理の具体的実施事項

2023年度重点管理項目

- (1) 墜落・転落災害の未然防止
- (2) 飛来・落下災害の未然防止
- (3) 重機災害の未然防止（激突され）
- (4) 熱中症の未然防止
- (5) 電動工具類等災害の未然防止（はさまれ・巻き込まれ）
- (6) 火災災害の未然防止
- (7) 転倒災害の未然防止
- (8) 崩壊・倒壊災害の未然防止
- (9) 高齢者、新規就業者、外国人労働者の労働災害未然防止
- (10) 心と体の健康増進対策

2023年度安全衛生管理の具体的実施事項

- (1) 施工計画・作業計画の厳格な審査
- (2) 日々の巡視と安全衛生パトロールの実施
- (3) 「危険性・有害性」を見抜く力を養う、社員教育の実施
- (4) 協力会社との連携強化
- (5) 重点管理項目強化期間の設定
- (6) 同一作業所での労災事故の複数回発生回避

5. 2023年度重点管理項目

作業所の重点管理項目

(1) 墜落・転落災害の未然防止

- 1) トラック荷台上からの墜落・転落未然防止
 - ① 「荷下し、荷積み時の墜落事故防止確認書」の活用
 - ② 親綱の設置と墜落制止用器具使用
 - ③ 「玉掛け3・3・3運動」の実行（トラック上での荷揚げ時の荷台からの退避）
- 2) 躯体端部、未固定のデッキプレート、開口部周りからの墜落・転落未然防止
 - ① 深さ2m以上の地中梁等構造物の構築時の鉄筋・型枠組立足場設置
 - ② 手すり、中さん、幅木等設置および垂直ネット設置による作業床確保
 - ③ 「開口部注意」表示
 - ④ 作業床が確保出来ない場所での親綱の設置と墜落制止用器具使用
- 3) 足場からの墜落・転落未然防止
 - ① 手すり先行足場であっても、親綱の設置と墜落制止用器具使用
 - ② 始業前の足場の点検および点検記録の社員による確認
 - ③ 社員による足場組立・一部解体・変更後の点検の実施。点検記録、記録の保管
- 4) はしご、立ち馬等作業からの墜落・転落未然防止
 - ① 原則脚立の使用禁止
 - ② はしご、立ち馬の正しい使い方の周知

(2) 飛来・落下災害の未然防止

- 1) 上下作業の有無を作業間連絡調整・確認。上下間作業の禁止
- 2) 吊荷下への立ち入り禁止
吊荷下に人が立ち入った場合は、立ち退くまで吊荷作業中止
- 3) 玉掛け作業のルールの周知および順守
 - ① 全玉掛け作業の「玉掛け技能講習修了者」による実施（特別教育受講者は不可）
 - ② 玉掛け者、合図者およびクレーン運転手による複数人での玉掛けの状態確認
 - ③ 「玉掛け3・3・3運動」の実行
 - ④ マニラロープ、ラウンドスリングの使用禁止

(3) 重機災害の未然防止（激突され）

- 1) バックホウ、フォークリフト、高所作業車等の車両系建設機械等の用途外使用禁止
「作業計画書」作成
- 2) 「はさまれ・巻き込まれ」災害の未然防止
 - ア. 車両系建設機械、クレーン等の接触防止対策、旋回範囲内立入禁止措置の実施
 - イ. 車両系建設機械等のバック・サイドモニター、センサー設置
 - ウ. 高所作業車はさまれ防止感知バーやセンサー設置
- 3) 重機械等の始業前点検の確実な実施
- 4) 移動式クレーン・重機械等の転倒防止、接触防止対策の実施
 - ア. 仮設計画における「設置位置」および「走行路」範囲の図示および現地の確認
 - イ. 重機械脚部の地盤状況確認、安定の確保
 - ウ. 各作業計画書の細部項目（立入禁止措置、合図者、監視人、安全通路他）の図示
計画通り実施の現地確認
 - エ. 安全装置解除キーの作業所への持ち込み禁止
 - オ. 重機械等オペレーターの年齢制限の実施（満70歳以上は不可）

(4) 熱中症の未然防止

- 1) 梅雨明け直後、夏季休暇直後1週間の作業計画（工程、工法、作業範囲、作業時間、人員配置等）見直し

- 2) 社員、職長のWBGT測定器携帯、各作業場所のWBGT値の把握
WBGT値が32℃を超えたら作業中止
 - 3) 熱中症防止策および発症時の対応の教育の実施
 - 4) 「健康状態自己チェックシート」の活用による体調確認
 - 5) WBGT値に基づく休憩・水分補給の実施
 - 6) WBGT値低減措置のための設備(送風機、日よけ、ミスト等)の使用
 - 7) 協力会社に対して、空調服・クールベストの着用、作業効率の低下に伴う増員等の要請
- (5) 電動工具類等災害の未然防止 (はさまれ・巻き込まれ)
- 1) タッカー、くぎ打ち機等の移動時・点検時の電源(エアホース)の切断
使用時以外の引き金に指かけ禁止
 - 2) サンダー等の回転工具等の適切なカバーの設置
 - 3) 作業時には防護メガネ、切創防止手袋、呼吸用保護具等の適切な保護具の使用
- (6) 火災災害の未然防止
- 「作業所における火気取扱い作業手順書」、「火気持込使用許可願」の順守
- 1) 発泡プラスチック系断熱材等の周囲での火気厳禁
 - 2) 火災時の避難経路確保、避難訓練の実施
 - 3) 消火器具等(粉末ABC消火器、水バケツ、耐火シート等)の計画通りの配置
 - 4) 火気監視人配置、火気作業中表示看板の設置、指定ベスト着用
※火気ベスト着用：作業所長、当該工事担当責任者、協力会社現場代理人、職長、火気取扱責任者、火気監視人
 - 5) 残火確認、その記録の保管
 - 6) 危険物は指定数量以下での保管
- (7) 転倒災害の未然防止
- 1) 整理整頓の実施
 - 2) 照明の確保
 - 3) 段差の解消および表示
 - 4) 不安全行動の厳禁
駆け足、携帯電話を使用しながら、ポケットに手を入れながら、人と話しながらに禁止
 - 5) 積雪・凍結等による転倒の危険防止対策
- (8) 崩壊・倒壊災害の未然防止
- 1) 地下掘削(トンネル・シールドを含む)による地盤の崩落、陥没による第三者災害および労働災害の未然防止
 - 2) 鉄骨、外壁等の崩壊(解体工事等を含む)による第三者災害および労働災害の未然防止
 - 3) 強風等による足場・支保工の崩落による第三者災害および労働災害の未然防止
- (9) 高齢者、新規就業者、外国人労働者の労働災害未然防止
- 1) 高齢者、新規就業者へのヘルメットシール配布
 - 2) 「声掛け」「見守り」活動の実施
- (10) 心と体の健康増進対策
- 1) 時間外・休日労働時間の削減
 - 2) 健康KYの実施
 - 3) 化学物質のリスクアセスメントを実施、保護具等の使用
 - 4) 受動喫煙の防止、屋外喫煙所の設置

6. 2023年度安全衛生管理の具体的実施事項

(1) 支社・支店の実施事項

1) 施工計画・作業計画の厳格な審査

- ①小規模工事を含め、作業計画や作業手順を厳格に審査して、不備があれば是正されるまで作業は着手させない。
 - a. 支社長・支店長は、基本計画検討会、施工計画審査会等の社内審査者の知識、経験等を評価して、適正な人選を行う。
 - b. 社内審査者は、小規模工事を含め基本計画検討会、施工計画審査会等で作業所の全工程に潜む「危険性、有害性」を指摘し、改善させる。また、計画に変更がある場合は、変更内容について再審査を実施し、不備な作業手順や計画を徹底して排除する。
 - c. 作業所長は、施工計画書通りの実施状況を自らの責任で確認し、不備があれば是正させる。施工計画書に変更がある場合は、社内の審査者、発注者、監理者等計画段階で承認を受けた関係者の審査を受け、再承認を得てから工事を開始する。
 - d. 審査結果の記録は、本社安全環境部へ送付する。

2) 日々の巡視と安全衛生パトロールの実施

日々の巡視や安全衛生パトロールをその日の作業手順に照らして実施し、手順違反を見つけたら臆せず作業を中止させて、その場で是正させる。

- ① 支社長・支店長を含む管理職（以下、支社長・支店長等）は、全ての作業所に対して安全衛生パトロールを最低月1回実施し、不安全行動やルール違反のみならず、前回パトロールと同じ指摘が無いか、是正策がすべて履行されているか確認する。
 - ② 工事部署長は、安全衛生パトロール（ラインパトロール）を全ての作業所に対して月1回計画し、実施する。
 - ③ 作業所長は、日に3回（朝、昼、夕方）、現場巡視を行い、安全設備の不備がある場合は直ちに作業を中止し、立入禁止等の措置を行う。また、是正指導記録を残す。
 - ④ 安全専従者を決め、他の業務を一切行わずに安全衛生管理に専念させ、不安全行動や安全設備の不備がある場合は直ちに作業を中止し、その場で指摘・指導して改善する。
 - ⑤ 協力会社の事業主パトロールを最低月1回実施させる。
 - ⑥ 職長会を発足させ、週1回の職長会パトロールを実施させる。
 - ⑦ 各パトロールや作業所巡視の結果を全職長に即日周知し、改善させるとともに、順守すべき項目を他職種の作業員にも水平展開する。
 - ⑧ イエローカード発行基準に基づきルール厳守を管理し、違反者にはイエローカードを発行する。発行状況を事業主に報告し、改善・指導を行う。改善されない場合は、退場させる。
- #### 3) 「危険性・有害性」を見抜く力を養う、社員教育の実施

① 安全衛生管理に関する基礎知識

- a. 技術系社員の年次別集合教育（通信講座等含む）を繰り返し実施し安全衛生法令等の基礎知識を習得する。
- b. 外部講習を積極的に取り入れ、統括管理、施工計画等の基礎を確立する。
- c. 労働災害を繰り返さないために、「統括管理」「設備・機械」「工法・手順」「人」の問題に切り分けて真の原因を見つけて再発防止が出来る社員を育成する。

② 作業所で行う技術系社員への実地教育

工事部署長および安全環境課長は以下の教育を協力して実施する。

- a. 玉掛け教育、フルハーネス型墜落制止用器具教育、足場点検教育等を実施する。
- b. 若手・中堅社員を安全衛生パトロールや他作業所の安全衛生協議会に参加させ、他作業所の安全管理を学ばせる。
- c. 若手・中堅社員に計画を作成させ、施工審査会で計画を説明させる。

4) 協力会社との連携強化

- ① 支社長・支店長等は、協力会社との緊密な連携を実施する。
 - a. 高友会会員会社および安全衛生協力会幹事会社への、「2023年度安全衛生管理計画書」や当社ルールに基づく労働災害の「未然防止」のための活動の説明、安全衛生管理について意見交換および積極的な作業所安全管理活動への参画の要請を行う。
 - b. 「未然防止」および「危険性、有害性」について、訓示、指導を行う。
 - c. 全作業所（小規模工事作業所を含め）の月1回の安全衛生協議会に必ず参加し、協力会社事業主等に対し、当該作業所の「危険性、有害性」への対策を協議する。
- ② 作業所長は、協力会社との緊密なコミュニケーションを実行する。
 - a. 協力会社に各社の「安全衛生管理計画書」の提出を求め、作業所の実情に合致した対策が講じられているかを審査し、不備があれば是正させる。
 - b. 協力会社事業主に対して「雇い入れ時教育」、「送り出し教育」の実施・徹底を繰り返し要請する。また、新規入場者教育では教育内容についての受講者の理解度を確認する。
 - c. 重層下請けの排除を指導する。
 - d. 躯体時より、職長会による安全衛生活動を活発化し、施設の不備や作業員の不安全行動等を厳しく取り締まる。
 - e. 協力会社従業者に対する教育を支援する。

5) 重点管理項目強化期間の設定

- ① 重点管理項目の内、特に重視する項目について、重点管理項目強化期間を設定し、作業所内での自主点検および工事部のラインパトロールや安全環境課のパトロールで重点的に実施状況を確認し、ルールの順守状況やリールの定着状況を確認する。
 - a. 熱中症未然防止対策強化期間（4月準備月間、5月～9月重点取組期間）
 - b. 墜落・転落災害、重機災害未然災害防止強化期間（6月準備月間、7月重点取組月間）
 - c. 電動工具等災害（はさまれ・巻き込まれ等）、化学物質暴露防止強化期間（9月）
 - d. 火災、一酸化炭素中毒未然災害防止強化期間（12月～1月）
 - e. 飛来・落下、倒壊・崩壊災害未然防止強化期間（2月）

6) 同一作業所での労災事故の複数回発生の回避

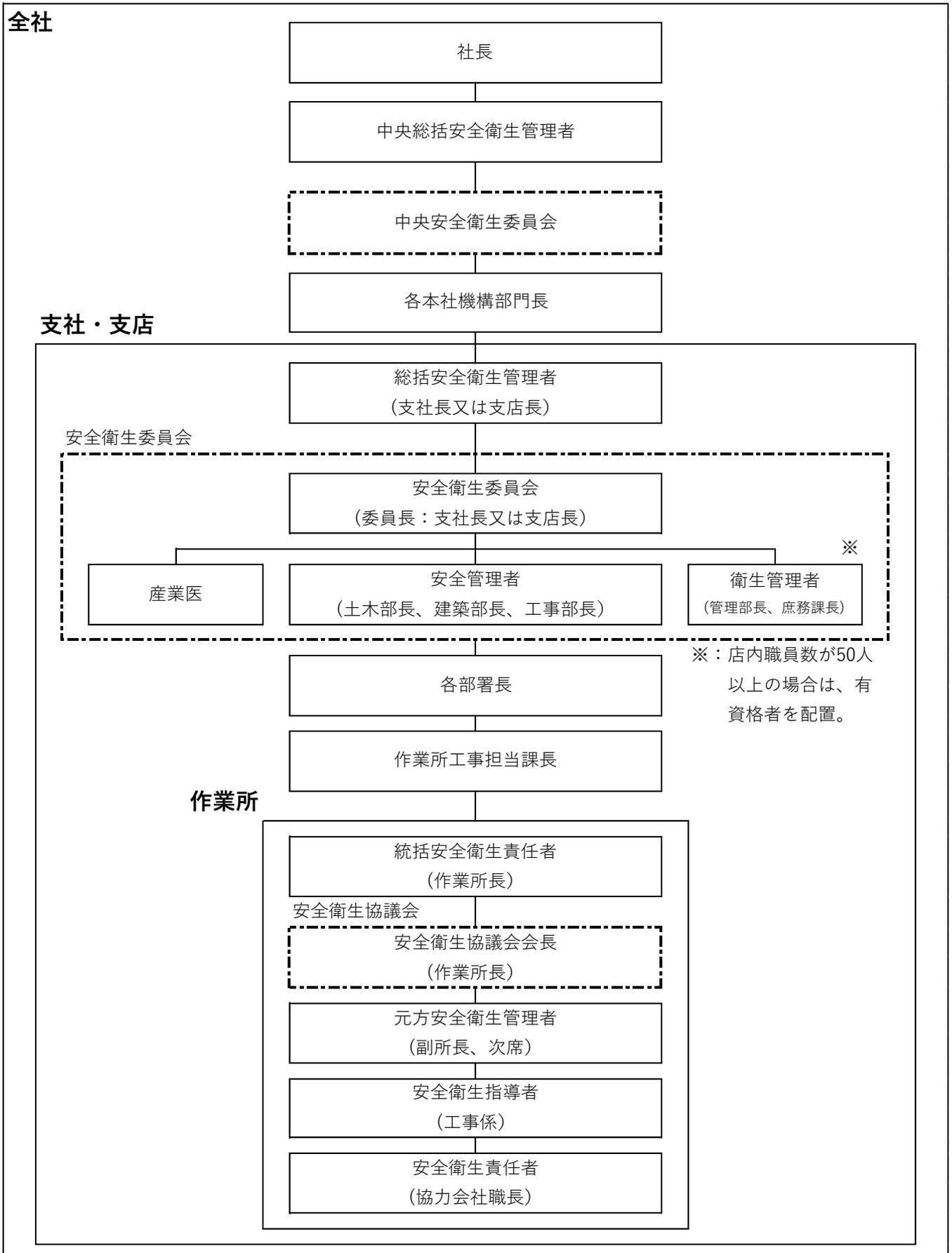
- ① 支社長・支店長は、繰り返し労働災害（不休を含む）および物損事故を発生させる作業所長および協力会社の事業主とともに管理体制・管理意識・安全設備を含め、原因を追究して、再発防止を行う。
- ② 支社長・支店長は、労働災害（不休を含む）・物損事故を発生させた作業所に対して自らが現場に赴き、巡視を実施し、管理体制・管理意識・安全設備を是正させ、改善を確信出来るまで、指導して繰り返し労働災害が発生することを防止する。
- ③ 支社長・支店長は、繰り返し労働災害（不休を含む）および物損事故を発生させた作業所に対する管理計画書を中央安全衛生委員会に提出し、毎月管理状況を中央安全衛生委員会に報告する。

(2) 本社安全環境部の実施事項

- 1) 支社長・支店長の実施事項の実施状況の月次での確認
- 2) 事故・労災災害を繰り返す作業所への支社・支店管理計画の監視および中央安全衛生委員会への報告
- 3) 重点管理項目強化期間の実施および結果の確認
- 4) コスモシステム監査の実施（7支社・支店×1回=7回）
- 5) 支社・支店の基本計画検討会、施工計画審査会等の審査状況の確認
- 6) 安全衛生社員教育（通信講座等含む）の実施
 - ① 2023年度 安全衛生管理計画書の変更点の解説
 - ② 年次別教育の実施
 - ③ 労働安全衛生法等の教育
 - ④ 災害・事故発生原因の説明と再発防止教育
- 7) 関連法規改正、支社・支店および他社労働災害のタイムリーな展開
 - ① 労働災害・重大事故の情報の迅速な水平展開
 - ② 関連法規改正に伴う社内ルールの迅速な制定、改定
- 8) その他
 - ① ビルディを全作業所へ展開し、労務安全関係書類のペーパーレス化を推進します。
 - ② 「作業所安全衛生点検基準」および安全衛生パトロール点検表の改定
パトロール点検結果を情報システム化
 - ③ 作業所安全衛生管理の効率化のための IT 化、工業化、省力化の情報収集、推進

7. 安全衛生管理体制

安全衛生管理体制（システム体制）



8. 安全衛生管理システム管理者の役割

各システム各級管理者の役割、責任および権限は「役割（義務）と責任（約束）励行の規則」によるが、システムを展開する主要な職務は下記に示す(会議体を含む)。

システム管理者		主要な職務
本社	社長	① 銭高組安全衛生基本方針の承認・表明 ② 中央総括安全衛生管理者（会社役員）の選任
	中央総括安全衛生管理者 システム管理の最高責任者	① 総括安全衛生管理者の選定 ② 中央安全衛生委員会委員長として中央安全衛生委員会の運営
	中央安全衛生委員会 (各本社機構※の代表)	① 労働安全衛生マネジメントシステムの見直し（マネジメントレビュー） ② 全社の「安全衛生管理計画書」の審議・決定 ③ 全社の安全衛生確保に必要な重要事項の審議、決定
	拡大中央安全衛生委員会(会社委員、組合員)	① 全社の「安全衛生管理計画書」(案)の審議、決定 ② 全社の安全衛生確保に必要な重要事項の審議
	安全環境統轄部長	① 安全環境全般の統轄業務
支社・支店	本社安全環境部長	① 中央総括安全衛生管理者、システム各級管理者の役割および責任の周知 ② システム運用に係る人材および予算の確保 ③ 全社の「安全衛生管理計画書」(案)の作成 ④ 本社の危険有害要因の特定（危険有害要因特定シートの作成） ⑤ 本社の危険有害要因の実施すべき事項の特定（安全衛生目標設定表の作成） ⑥ 安全衛生・環境監査の計画および実施
	総括安全衛生管理者 (支社長(大阪、東京) 支店長(北海道、東北 名古屋、広島、九州))	<安全衛生に関する支社・支店内における最高責任者> ① 支社・支店のシステム各級管理者の選定 ② 支社・支店のシステム運用に係る人材および予算の確保 ③ 支社・支店の安全衛生委員会委員長として安全衛生委員会の運営
	安全衛生委員会	① 安全衛生目標、安全衛生管理計画書の審議・決定 ② 安全衛生パトロールおよび災害統計による支社・支店の災害防止対策の見直し ③ 年度安全衛生スローガン(案)の支社・支店選考
	安全環境部署長	① システム各級管理者の役割、責任および権限の周知 ② 支社・支店の危険有害要因の特定、安全衛生パトロールの計画・実施 ③ 支社・支店の危険有害要因除去の実施すべき事項の特定の作成 ④ 作業所での新規追加の危険又は有害要因の確認
	安全管理者 (工事部署長)	① 作業所の危険有害要因実施事項の確認およびデータ収集 ② 作業所の安全管理に関する指導、安全衛生パトロールの計画・実施 ③ 「作業所長安全衛生重点目標」「作業所安全衛生管理計画書」の承認
	衛生管理者 (管理部長)	① 衛生諸法令・規定・基準等の指示 ② 健康診断の実施と健康管理
	作業所工事担当課長	① 作業所の月1回以上の巡視、指導 ② 安全衛生協議会への参加、指導
人事課長	① 社員等の勤怠管理 ② 社員のメンタルヘルス対策の立案、実施および心の健康の保持	
作業所	庶務課長	① 社員等の健康診断の実施・その他健康管理
	統括安全衛生責任者 (作業所長)	① 統括安全衛生責任者の管理方針の表明、安全衛生管理計画書の作成および実施 ② 作業所の危険有害要因の特定および実施すべき事項の特定 ③ 法的な届出、義務づけられた報告の対処 ④ 協力会社および資材納入業者からの意見聴取、協力会社の評価 ⑤ 作業所の各級管理者の指名 ⑥ 作業所のシステムに関する教育の実施 ⑦ 緊急事態への準備および対応
	安全衛生協議会	① 前月の安全衛生管理の反省と連絡調整 ② 社員等、協力会社からの意見聴取 ③ 安全衛生関係通達、説明 ④ その他、安全衛生上の必要事項の協議
	元方安全衛生管理者 (副所長・次席)	① 統括安全衛生責任者の補佐
	安全衛生指導者 (工事係員)	① 元方安全衛生管理者の補佐

※「各本社機構」とは、本社の工事、安全、人事、総務関連部門の代表者。

9. 2022年度 労働災害一覧表 (2023年2月28日(火)現在)

No.	支社 支店	発生日	用途	被災者 職種 性別 年齢	経験 年数	災害 状況	事故の型	傷病名	概要
1	大阪 土	2022/5/23 (月)	地下鉄	舗装工 男 48歳	0	不休	はさまれ 巻き込まれ	切創	バックホウをローダーダンプに積み込み、リアゲートを閉じる際、指を挟んだ。
2	大阪 土	2022/5/25 (水)	高速道路耐 震補強	運送 男 66歳	40	4以上	墜落転落	骨折	鋼矢板打設用の資材搬出作業中、運転手(被災者)が15tトレーラー荷台上から墜落し、足の付け根を骨折した。
3	広島 建	2022/6/18 (土)	工場	土工髙工 男 38歳	1	不休	高温低温 接触	熱中症	外構工事中に体調不良を訴える(熱中症)。
4	大阪 土	2022/7/7 (木)	地下鉄	研り工 男 26歳 実習生	4	不休	はさまれ 巻き込まれ	指裂傷	段差を移動するためにハンドバレットを持ち上げて下す際に車輪部に手を挟んだ。
5	東京 建	2022/7/19 (火)	倉庫	土工髙工 男 46歳	24	不休	転倒	足関節 挫創	フォークリフトで材料移動作業中、相伴者がフォークリフトを避けようとしてバタ角に躓き、足を裂傷した。
6	広島 建	2022/8/8 (月)	庁舎	杭打工 男 27歳	7	不休	はさまれ 巻き込まれ	圧挫創	杭打ち作業中、杭打機主ワイヤが緩んだため、ワイヤ巻取部の絡みを直そうとした時、ワイヤをつかんでいた手が滑車(シーブ)に挟まれた。
7	東京 土	2022/8/27 (土)	水再生施設	土工髙工 男 20歳	0	不休	高温低温 接触	熱中症	鋼矢板圧入作業中に気分が悪くなった(熱中症)。
8	東京 建	2022/10/12 (水)	集合住宅	エレベーター工 男 27歳 男 25歳	4 1	不休 不休	飛来落下	切創 打撲	エレベーター工がシャフト内作業中に上部に吊り下げていたチェーンブロックのチェーンが落下した。2名被災。1人頬裂傷。1名手打撲。
9	東京 土	2022/11/2 (水)	雨水管	型枠工 男 25歳 実習生	3	不休	飛来落下	びらん性 角膜炎	清掃作業中に保護メガネの隙間からごみが右眼に入った。
10	東京 建	2022/11/14 (月)	倉庫	土工髙工 男 22歳 実習生	1	不休	はさまれ 巻き込まれ	骨折	敷鉄板を栈木上に置き、玉外しをしようとした時に栈木がつぶれ、敷鉄板に手をはさんだ。
11	九州 建	2022/12/2 (金)	教育施設	左官工 男 65歳	47	4以上	墜落転落	骨折	ピット内コンテンド抑え作業終了後、はしごを上る際、小梁に足を足を掛けた際にバランスを崩して墜落(2m)。
12	広島 土	2022/12/7 (水)	高速道路耐 震補強	土工髙工 男 50歳	15	不休	はさまれ 巻き込まれ	裂傷	バックホウで立坑掘削作業中に、バックホウが傾き、切梁とバックホウの間に手を挟んだ。
13	大阪 建	2022/12/20 (火)	ホテル	土工髙工 男 62歳	1	不休	はさまれ 巻き込まれ	骨折	移動式室内足場を搬出中、移動中の足場が傾き、慌てて足場を掴んだ箇所です手を挟んだ。
14	東京 建	2023/1/24 (火)	倉庫	PC工 男 30歳	10	4未満	崩壊倒壊	胸部圧迫 気胸	PC擁壁建て方を行い玉掛けワイヤー外し後移動中、擁壁PCが傾き法面と擁壁PCの間に挟まれ被災した。
15	東京 建	2023/2/14 (火)	倉庫	鉄骨工 男 29歳 実習生	3	4未満	はさまれ 巻き込まれ	小指裂傷	鉄骨梁架設中にフランジ下り止めと柱側のフランジに手の指を挟み、骨折した。
16	大阪 建	2023/2/24 (金)	倉庫	土工髙工 男 54歳	1	不休	はさまれ 巻き込まれ	左手中指 骨折	ト口箱内の残コン処理作業中に、固まったコンクリートと床にあった配管との間に指を挟んだ。

※2月28日(火)現在 当社労災保険適用が確定した労働災害 発生件数16件、被災者数17人。

10. 2023年度銭高組安全衛生管理計画表

<p>【2023年度 安全衛生標語】</p> <p>「見過ごすな 心の焦りと気の緩み 初心に戻り まず確認」</p> <p>【2023年度安全衛生基本方針】</p> <p>「基本に立ち戻れ！」</p> <p>【安全衛生管理数値目標】</p> <p>安全成績率の低減</p> <p>(1) 度数率 (休業4日以上の死傷者の延べ労働時間当たりの発生率) 0.40以下</p> <p>(2) 強度率 (休業4日以上の損失日数の延べ労働時間当たりの率) 0.01以下</p> <p>(3) 全体災害発生率 (全死傷者の延べ労働時間当たりの発生率) 2.60以下</p>	<p>【2023年度重点管理項目】</p> <p>(1) 墜落・転落災害の未然防止</p> <p>(2) 飛来・落下災害の未然防止</p> <p>(3) 重機災害の未然防止 (激突され)</p> <p>(4) 熱中症の未然防止</p> <p>(5) 電動工具類等災害の未然防止 (はさまれ・巻き込まれ)</p> <p>(6) 火災災害の未然防止</p> <p>(7) 転倒災害の未然防止</p> <p>(8) 崩壊・倒壊災害の未然防止</p> <p>(9) 高齢者、新規就業者、外国人労働者の労働災害未然防止</p> <p>(10) 心と体の健康増進対策</p>	<p>【2023年度安全衛生管理の具体的実施事項】</p> <p>(1) 施工計画・作業計画の厳格な審査</p> <p>(2) 日々の巡視と安全衛生パトロールの実施</p> <p>(3) 「危険性・有害性」を見抜く力を養う、社員教育の実施</p> <p>(4) 協力会社との連携強化</p> <p>(5) 重点管理項目強化期間の設定</p> <p>(6) 同一作業所での労災事故の複数回発生の回避</p>
--	---	--

実施計画	年月日	2023年										2024年			対象範囲	備考											
		4		5		6		7		8		9		10			11		12		1		2		3		
		10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10			20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
支社・支店 行事	安全衛生推進大会			安全衛生推進大会 6/2北海道支店 6/13東京支社 6/8広島支店 6/15大阪支店 6/9九州支店 6/19名古屋支店 6/12東北支店								10/5~6 第60回全国建設 業労働災害防止 大会(広島)						2/1 創立記念式典			全店						
	安全衛生委員会	●		●		●		●		●		●		●		●		●		●		●		●		全店	①開催日は、支社・支店の計画による
	年間実施運動				準備	6/1~30 全国安全週間 準備月間		7/1~7 全国安全週間				9/1~30 全国労働衛生 週間準備月間		10/1~7 全国労働衛生週 間				12/1~1/15 年末年始労働災害防 止強調期間					3/1~31 年度末労働災害 防止強調月間		全店 作業所	①各活動の実施事項の発信	
	重点管理項目強化期間				準備期間			墜落・転落災害 重機災害防止 熱中症防止(実施期間)				電動工具等災害 化学物質暴露防止						火災 一酸化炭素中毒防止					倒壊・崩壊災害 飛来・落下災害防止		全店 作業所	①各活動の実施事項の発信 ②各作業所実施状況の確認及び指導	
P T 環境 部署	安全衛生重点パトロールの実施 定時パトロールは、各支社店安全衛生計画書による					重点パトロール						重点パトロール						重点パトロール					重点パトロール		全店	①パトロールの計画的実施 ②パトロール結果の分析と対応策・指導	
	実地訓練 (玉掛け、足場の点検、安全衛生パトロール) (工具取扱・点検、VR体験、避難・消火訓練、熱中症救護訓練他)											支社・支店の計画による														全店	①教育の計画的実施 ②理解度の確認 ③個人カルテの作成
工 事 部 署	新入社員教育					新規就業者教育、VR体験						支社・支店の計画による														全店	
	統括安全衛生責任者講習 (2~5年次まで社員教育)											支社・支店の計画による														全店	
作 業 所	計画届作成講習 (3~5年次まで社員教育)											支社・支店の計画による														全店	
	施工計画・作業計画の厳格な審査											計画的な審査と審査結果の報告														全店	
重 点 管 理	同一作業所での労災事故の複数回発生の回避											同一作業所で繰返し事故、労働災害を発生させる作業所の管理計画作成と進捗管理														全店	
	協会 力社	協力会社協力会社との連携強化					安全衛生管理計画書説明						作業所安全衛生協議会で繰返し協力要請													全店	①当社安全衛生活動への積極的参加協力要請 ②労働災害再発防止のための指導
本 社 安 全 環 境 部	評価	中央安全衛生委員会 ● 拡大中央安全衛生委員会 ■ 全店担当者会議 ▲	4/26●	5/25●	6/29●	7/27●			9/26●	10/25●	11/22●	12/21●	1/24● 1/17■ 1/10▲	2/22●	3/15●	本社											
	安全衛生管理計画書の点検・評価・改善 月次管理★、四半期毎▽	▽	★	★	▽	★	★	▽	★	★	▽	★	★	▽	★	★	全店	①実施・達成状況の確認 ②未達成に対し評価・改善指導									
	審査	コスモス定期審査 2支社・支店 (予定) ●					審査準備				審査受審	●大阪支社 ●東北支店 ●広島支店 ●本社				2支店、本社 対象	①大阪支社、東北支店、広島支店の対象候補の内2支社店										
	監査	コスモスのシステム監査 7支社・支店×1回 (予定) ●					日程調整 点検表作成	●北海道支店 ●大阪支店	●広島支店 ●東北支店	●九州支店 ●名古屋支店	●東京支店					全店対象 監査1回	①重点項目を中心に「安全衛生監査点検表」に基づき点検する										
	教育	コスモス内部監査員教育通信教育 (安全環境課長、副課長)			教育準備	実施											通信教育	①ニューコスモスとは ②システム監査の考え方									
		新入社員教育	☆新入社員教育									準備	実施			新入社員	①作危険性・有害性、化学物質の知識 ②フルハーネス型墜落制止用器具特別教育										
		5年次教育											準備	実施	5年次技術系 社員	①安全衛生の基礎、労働災害・事故事例 ②労働災害の原因追及と再発防止策											
	文 書 見 直	「2023年度安全衛生管理計画書」 「安全施工に係る実施事項」 教育 座学 (zoomまたは通信教育)	準備	実施											全店対象 各1回	①安全衛生管理計画書の説明 ②事故事例による発生原因の説明教育											
		コスモス文書整備			文書改定										本社	①文書見直し計画に基づき実施											
	I T 化	安全衛生パトロール点検基準および点検表の見直し			点検基準、点検表改定										本社	①法令改正、使い勝手、システム化等の見直し											
パトロール入力システム												システム構築・ワークフロー化		本社													
	ビルディ導入 (労務安全関係書類の全作業所への導入)			準備・説明会								順次導入		本社													